

一般質問

- 民主ネットの、中村哲之助です。
- 一般質問の機会をいただきましたので、通告した6項目について、順次、質問します。
- まず、はじめに今回の地震、豪雨、台風などで被害に遭われた方々に心からのお悔みとお見舞いを申し上げます。

1. 共生社会への取組み

(1) 知的障害者自立と社会参加へ

【質問】

- 2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催まで2年を切り、これらに大きな関心が寄せられていますが、聴覚障害のデフリンピックや知的障害のスペシャルオリンピックスについては、ほとんど知られていません。

残念ながらスペシャルオリンピックスの認知度は20%にも達しません。

- 私は、夏に開催した府政報告会や各種団体との意見交換の場で、この大会が9月にあること、そしてこれが来年アラブ首長国連邦のアブダビで行われる第15回大会の選手選考を兼ねていることを知りました。

そこで、「超える歓び」をスローガンにした、「2018年スペシャルオリンピックス日本 夏季ナショナルゲーム・愛知」が、知的障害者の自立・社会参加等にどのような成果を見せているのかを調査するため、先月22日に現地を訪問し、開会式に出席しました。

- パネルをご覧ください。これは、愛知県庁正面のカウントダウン表示です。県庁を訪問したのは、前日の金曜日でしたので、カウントは残すところ1日となっています。

- 大会開催前の話では、この大会への行政の関わりが薄く、オリンピックやパラリンピックなどと比べ、認知度も低いということでした。

しかし、新政あいち県議団幹事長と何度もお話をし、また愛知県庁の障害福祉担当部局の説明を聞きますと、この大会が県議会でも取り上げられ、県としてできるだけ取組みをしようと、県内の学校に教育委員会から強い要請があり、中学1年生を対象に障害者とともにスポーツをする機会を作り、共生社会への取組みを訴え、理解を深めてきたことで、県民に「共生社会」のあり方を相当理解してもらったように思うというお話を聞きました。

また合わせて、文化・芸術の分野で県が企画し、多くの団体の協力を得て実施している「障害者の芸術作品展」もご案内いただき、県の取組みを学びました。

- さて、大会当日は、全国からアスリート、パートナー、役員、コーチら1,614人が参加されました。大阪府からはアスリート40人、コーチ等が20人で10種類の競技に出場されました。

- 私が特に素晴らしいと感じたのは、ディビジョニングという制度です。

大会の参加者が、年齢・性別・競技能力別に応じてクラス分けされ、最も効果的な競技環境を提供することで、全員が予選落ちなく、全員が表彰されるという制度です。

競技はまず、予選があります。オリンピックであれば一定のところで線引きをし、大半のアスリートが次へ進むことはできませんが、ここでは、予選がクラス分けです。ほぼ15%の範囲内に収まるようにクラス分けをし、それぞれのクラスで決勝が行われ、金・銀・銅の3賞に入らなかった人も全員が表彰台に上がって、敢闘賞を得ることができるようになっていたとの説明に感心しました。

この大会は知的障害のある方々が、日常的、継続的なスポーツ活動を通じて、自己を成長させ、その成果を発表するもので、非常に意義のあるものでした。

○ ただ、障害特性などいろいろな理由で、「写真撮影は固くお断りします」と言われているため、この素晴らしい大会の様子を皆様に新聞記事でしか、見ていただけないことが残念です。

○ さて、そこで、大阪においても、8年前の平成22年（2010年）11月に、「スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・大阪」が開催されていますが、このことをご承知の方はそんなにおられません。

大阪の障害者スポーツにとって、この大阪でスペシャルオリンピックス全国大会が開催された効果を、どのように把握されておられますか。

また、スペシャルオリンピックスの認知度向上に向け、今後、PR等の支援を行うことができませんか。

【福祉部長答弁】

○ まず、スペシャルオリンピックス全国大会の開催効果については、同大会が大阪で開催された平成22年以降、府が主催する「大阪府障害者スポーツ大会」の知的障害者の参加割合が、増加傾向となっており、障害者スポーツが盛り上がりをもたせる一つのきっかけとなったものと考えている。

○ こうした中で、府としても、平成25年度にファインプラザ大阪を障害者スポーツの中核拠点として明確に位置付け、障害者スポーツ振興を図っている。

○ 次に認知度向上に向けた取組みについては、府内で民間独自に実施される障害者スポーツ大会について、主催者からの要請に応じ、府ホームページなどによる周知を図っており、スペシャルオリンピックスについても、関係者と調整のうえPR支援を行っていく。

（2）ユニファイドスポーツについて

【質問】

○ 先に述べたように、障害のある人となない人がともに競技をする以上に、「混合チーム」を作って、

普段からスポーツを通して交流することは、共生社会を形成するうえで意義あるものです。

学校教育の段階で、障害のある人となない人が同じ競技、スポーツを楽しみ、共に汗を流すことが自然に行われる環境をつくっていく必要があると考えます。

教育長の所見を伺う。

【教育長答弁】

○ 府立支援学校では、これまでも授業の一環として、例えば、ダンスやランニング、バスケットボール、また、近年では、フロアホッケーやフライングディスク、ボッチャなど、スポーツを通じて地域の小中学校、高等学校などと交流を行っている。

○ また本年8月に開催した「オリンピック・パラアスリートによるスポーツ教室」では、体操、トランポリン、卓球のほか、パラリンピック種目であるボッチャのアスリートが、小学生に実演指導を行うことで、障害者に対する理解を深める場となった。

○ 今後ともこれらの取組みを充実させるとともに、福祉部をはじめ、関係機関と連携し、障害のある人と障害のない人が、ともにスポーツに親しむ機会の確保に取り組み、「ともに学び、ともに育つ」教育を進めてまいります。

2. 公文書の管理・公開等について

【質問】

○ 次に、公文書の管理・公開等について伺います。

本年5月定例会で、維新の会・うるま議員が「文書管理の適正化」について一般質問で取上げられました。

今回、私は、公文書の中で特に重要度を増している、大阪府における電子メールの取扱いについて伺います。

○ アメリカでは、2016年の大統領選挙の際、ヒラリークリントン元国務長官が公務のメールを送受信する際に、私用のメールアカウントを利用していたことが大きな問題となり、選挙に多大な影響を及ぼしたことはご承知のとおりです。

また、橋下知事時代は、夜間や休日でもどんどん、幹部職員へメールを送信し、職員が対応していたことも、話題になりました。

○ 今日、府政において、電子メールは、庁内の連絡手段として必要不可欠なものです。

電子メールで上司から部下に対し業務上の指示をすることも、日常的にあります。職員が業務を行う上で電子メールは不可欠である、という状況を見るにつけ、この電子メールが、いわゆる行政文書として適切に保存・管理され、情報公開されているのか、気になります。

○ そこでまず、大阪府では電子メールを行政文書としてどのように管理しているのか。また、行

政文書である電子メールは情報公開請求の対象になると思いますが、情報公開はどのように対応しているのか。伺います。

【府民文化部長答弁】

○ 大阪府では、「電子メールの管理の特例に関する規則」において、職員が送受信する電子メールのうち、複数の職員へ送信するなど、組織共用された電子メールは、行政文書であると規定している。

そのうち、内容が意思決定の過程等に関わる電子メールについては、行政文書管理規則で保存するよう定めている。

○ また、電子メールの情報公開については、従来の紙文書等と同様の手続きを行っている。

平成29年度に、電子メールと明示して情報公開請求されたものは20件あり、このうち、電子メールの内容を公開したものは13件であった。

（Ｑ１－２）緊急時の電子メールの取扱いについて

【質問】

○ 一般論については分かりました。では次に、具体的な事例でお尋ねします。

○ 例えば、休日や深夜に、ある所属長が部下に、個人のスマホから電子メールで業務の指示をした場合については、個人のメールアカウントから個人へということになりますが、先ほどの一般論に照らせば、この電子メールは行政文書に当たるとと思いますが、そのような場合も間違いなく保存されていますか。

【府民文化部長答弁】

○ 議員お示しのとおり、業務の指示に関する電子メールのうち、組織で共用されたものは、行政文書に当たる。

○ また、その指示が、意思決定の過程等を跡づけ、検証するために必要な場合には、その内容を適切に保存することとしている。

【Ｑ１－２】情報公開制度の運用について

○ 個人持ちの電子メールでも、必要な内容は保存されるということは分かりました。

○ さて、国では、森友・加計問題をきっかけに、政府の公文書管理の仕方に多くの批判が寄せられています。

○ 大阪府においても、行政文書管理規則にしっかりとしたルールが定められているのならば、そのルールが生きたものとなるよう、職員一人ひとりが、電子メールの行政文書としての重要性を十分に

認識し、文書の作成、保管、廃棄等を行い、情報公開制度について対応していくことが大切です。この点については、どのような取組みを行っていますか。

【府民文化部長答弁】

○ 情報公開や文書管理の重要性については、次長会議をはじめ文書主任会議、情報主任会議等を通じて全部局に周知するとともに、各職員に対して研修や庁内ウェブでのチェックテストなどあらゆる機会を活用して繰り返し周知し、意識の向上に努めているところ。

○ 引き続き、こうした取組みをしっかりと進めながら、電子メールも含め、適切に、行政文書の管理を行うとともに、情報公開制度の円滑な運用に努めてまいります。

【まとめ】

○ 今後も、職員一人ひとりの意識向上、規則遵守を図ることで、電子メールを行政文書として適正に保存・管理、また、情報公開をしていくことを通じて、府民の信頼に応えるよう、しっかり取り組んでいきたいと思います。

さらに一層徹底できるよう、昨日の日経新聞の朝刊に掲載されているように、「条例化」も含めたさらにしっかりとした取組みをお願いしておきます。

3. 適正な公共調達確保

（１）公共工事の安全・公正性の確保

【質問】

○ 次の項目に移ります。

○ 労働時間法制の見直しが進められている一方、利益を最優先する企業の中には、労働者の人権や労働関係法令を無視したものが見受けられます。

一昨年、大手広告会社「電通」の違法な残業事件、また、大阪市発注の水道工事における不正工事や、「東洋ゴム工業」の不正行為等は、府民が安全で安心できる生活を送るためにも、決して許されません。

○ 公共事業の安全・公正さを守るために、法令を守らない、不正行為を働くような企業を受注者としてはいけません。あらためて確認しますが、府として法令等を守らない、不正行為を働く企業に対して、どのような対応を行っているのですか。

【総務部長答弁】

○ 労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令違反や、品質データの偽装・改ざんなどは許されるものではなく、公共調達は、公正で健全な競争環境のもとで行われるべきであると認識しています。

○ このため、労働関係法令に違反し行政処分等を受けた事業者については入札参加停止を行い、一

定期間あらゆる契約を締結しないこととしています。

○ また、建設工事の品質確保を図るため、施工段階において目視・計測などの立会いや品質管理記録などの書類により、設計どおりに施工されているか確認しています。

○ さらに、工事完成検査時には成績評定を行い、水準に達しない事業者には工事への入札参加を一定期間認めないこととしています。また、総合評価入札において、
工事成績が良好なものについて加点するなど、品質向上に努めているところです。

（２）建設労働者の処遇

【質問】

○ 次に建設業界で働く労働者の処遇です。

建設労働者の３分の１は５５歳以上で、今後１０年以内に大量離職が見込まれ、建設業の持続可能性が危ぶまれています。

全産業平均と比較して、年間３００時間以上の長時間労働であり、年間所得についても全産業平均に比べて約１１０万円低いものになっています。

○ また、労働者を守るセーフティネットである社会保険加入状況について、建設業では、元請業者は９８．２％で、下位の下請業者になるほど加入率が低く、３次下請では９０．５％です。

○ 建設労働者の処遇改善を図り、公共工事の担い手を確保するため、府の建設工事等の調達において、社会保険の加入促進や適切な賃金水準を確保するにあたって、どのような取り組みを行っているのか、伺います。

【総務部長答弁】

○ 社会保険の加入促進については、平成２５年１１月から建設工事への入札参加にあたり社会保険等の加入を義務付け、さらに本年４月から、すべての下請業者についても加入を義務付けました。今月からは下請業者が社会保険等に参加していない場合には、元請業者に対し入札参加停止等の措置を講じています。

○ また、適切な賃金水準の確保については、建設工事の積算にあたり社会保険料をはじめとする所要経費を含めた労務単価を適用することによって、事業者において適切な水準の賃金支払いが確保できるものとしています。

○ 今後とも、発注部局と連携しながら適切に対応します。

~~（３）建設労働者の労働条件の確保~~

【要望】

- 下請け・孫請けに不適切な事態があった場合でも元請にペナルティを課すということを伺い、安心しました。
- 今後、消費税増税による駆け込み需要や都市インフラの老朽化対策などで、建設工事の大幅な増加が見込まれます。建設労働者に対する社会保険の加入促進はもとより、健全な労働条件の確保に向けてさらに取組みを進めるよう要望します。

4. 働き方改革

（１）柔軟な働き方や長時間労働の是正

【質問】

- 次に、働き方改革です。
- 少子高齢化や女性の社会進出が進む中、国では、子育て、介護など、様々な事情を抱える皆さんが、意欲を持って働くことができ、誰もがその能力を発揮できる、柔軟な労働制度へと転換していくなど働き方改革を強力に進めています。

民間企業でも、テレワークや短時間勤務など柔軟な制度を取り入れることで、優秀な人材を確保するとともに、仕事の能率も向上させていく取組みも広がっています。

- 府においても、限られた人材の中で、職員が本当に仕事のやりがいをもって働くことができる働き方改革を進めていくことが重要であり、組織の活性化につながっていきます。
- このためには、多様で柔軟な働き方を積極的に推進するとともに、長時間労働の是正に取り組むべきですが、府が策定し、約１年半が経過した「府庁版働き方改革」のこれまでの取組成果について、総務部長に伺います。

【総務部長答弁】

- 「府庁版働き方改革」については、平成２８年１１月に第１弾、平成２９年９月に第２弾を策定し、柔軟な働き方の提案や長時間労働の是正などに取り組んできた。
- 柔軟な働き方の提案では、育児や介護の要件のある職員を含め、職員の固定的な勤務時間や場所などを見直す取組みとして、平成２９年４月から「柔軟な勤務時間の設定」を本格実施するとともに、「サテライトオフィス」や「在宅勤務」を順次試行実施している。
- 昨年４月に開設した「サテライトオフィス」は、本年８月末時点で実人数７３名、延べ１５１名、本年７月から本庁所属を対象を拡大した「在宅勤務」では、実人数１００名、延べ１３７名が利用しており、これらの試行実施を通じて、利用者のニーズを把握してい

るところ。

○ また、もう一つの取組みである長時間労働是正については、日々の業務把握に基づく事前命令の徹底などにより、警察と学校を除く府庁全体で、平成28年度は、前年度比4.5%の減、平成29年度は2.4%減った。

○ 今後とも、部局と連携しながら、こうした取組みを着実に進めていく。

（２）過重労働の改善に向けた取組み

【質問】

○ 只今、平成28年度と平成29年度の時間外勤務が前年度と比較して縮減されたと伺いました。これは府庁働き方改革の取組みにより、一定の成果が出ているものであると評価します。

しかしながら、本年4月から8月までの5ヶ月間に、時間外勤務が月100時間を超える職員が26人いたともお聞きしています。

○ こうした過重労働の職員については、健康面が心配されるところであり、また、職員が心身共に健康であることが、仕事の質を高め、組織パフォーマンスの最大化が図れる源であると思います。

○ 府庁では、時間外勤務の縮減をさらに進めるとともに、こうした過重労働の職員に対する健康管理についても、しっかりと取り組むべきだと思いますが、総務部長に所見を伺います。

【総務部長答弁】

○ 時間外勤務が一定の時間を超える職員には、健康障害を防止する観点から産業医による保健指導を実施するとともに、各部次長による面談などを通じて現状把握と改善措置の実施に努めている。

○ これらの取組みにより、時間外勤務が月100時間を超える職員数は、平成27年度の348名から平成29年度には113名と3分の1以下に減少した。

○ 今後とも、部局と連携しながら、業務の見直しや省力化を図るなど、職員1人1人の負担が少なくなるよう工夫し、過重労働ゼロに向けて、しっかりと取り組んでいく。

5. 都市整備

都市計画道路牧野高槻線と関連道路について

【質問】

○ 私は、かねてから枚方市と高槻市を結ぶ淀川渡河橋の必要性と、早期整備を要望してきました。

○ 新しい渡河橋として、都市計画道路「牧野高槻線」が、平成３２年度までに事業着手する路線であると中期計画案に位置づけられ、現在、整備に向けた都市計画変更等の手続きが進められていることは、大変喜ばしいことです。

○ 牧野高槻線は、地域間交流の促進や防災機能の強化に加え、新名神高速道路へのアクセス確保など、非常に重要な役割を果たす路線であることから、私は本路線がスケジュール通り平成３２年度までに着手され、一日も早く完成することを期待しています。

○ 大阪府は牧野高槻線等の都市計画変更に関する地元説明会を、本年７月１３、１４日に高槻市で、７月２０、２１日に枚方市でそれぞれ開催し、高槻市では延べ１７８人、枚方市では延べ９９人の方が参加しました。

枚方市側での説明会では、牧野高槻線の整備に合わせて、府道京都守口線の交差部分から北側の市道牧野長尾線までの区間の拡幅計画についての説明も行いました。

○ この説明に対し、参加した住民から、整備に期待する一方で、京都守口線の交通量が増えることによる沿道環境の悪化を不安視する意見が出されました。

○ また、私自身も地域の方々から、京都守口線の交通量が増加するのであれば、牧野高槻線から北側だけでなく南側についてもあわせて拡幅すべきという声も直接聞いています。

○ このような住民の声を真摯に受け止めて本事業を進めていくことが大事だと思いますが、増加する交通量に対し、周辺道路の交通対策や、沿道環境への配慮について、どのような対応を行うのか、都市整備部長の所見を伺います。

【都市整備部長答弁】

○ 都市計画道路牧野高槻線の整備に伴って、牧野高槻線より南側で淀川を渡る枚方大橋の交通が転換されるなど、交通が分散される。

○ 府道京都守口線の、牧野高槻線から北側の市道牧野長尾線までの区間においては、牧野高槻線を通して淀川を渡る交通が新たに発生するため、現状の２車線から４車線に拡幅整備し、併せて、市道との交差部において右折レーンを設置するなどにより、交通の円滑化を図ることとしている。

○ また、現在、交通量増加に伴う本路線の騒音・振動・大気汚染に関する調査や予測を行っているところであり、この予測結果を踏まえ、事業実施時には必要な対策を行っていく。

○ 引き続き、牧野高槻線の平成３２年度までの事業着手をめざして着実に取り組むとともに、周辺

交通の円滑化や沿道環境の対策を、適切に実施していく。

【要望】

○ 牧野高槻線の整備と京都守口線の拡幅について、着実にすすめていただくとともに、指摘の南側の対策等についても、住民の声をしっかり受け止めて検討をしていただくようお願いしておきます。

6. ゲーム依存症対策

ゲーム障害の現状と対策

【質問】

○ スマホ等によるゲーム依存症の実態と対策について質問を移します。

○ WHOは本年6月、スマホやタブレット端末の普及に伴って、オンラインやテレビゲームにのめり込み、日常生活に支障が生じる状態を「ゲーム障害」として新たな疾病に認定し、依存症の一つとして「国際疾病分類」に加えることを決めました。

○ 確かに、近年、大人も、子どもも、ゲームに異常なほど熱中し、プレイする時間などを自分でコントロールできず、睡眠や食事を十分に取らない、勉強する時間も激減するなど、日常生活に支障をきたすようになるケースも激増していると聞きます。

○ 現状、このような「ゲーム障害」と思われる人は一体どの程度いるのでしょうか。また、障害に陥ることによってどのような弊害が発生しているのでしょうか。治療方法と併せて、健康医療部長に伺います。

【健康医療部長答弁】

○ ゲーム依存症については、正確な数は把握できておらず、国の調査によると、調査年度に違いはあるが成人の約4%、中高校生の約14%がゲームなどのネット依存の傾向があると推計されている。

○ ネット依存治療部門を持つ国の医療機関の調査によると、ゲーム依存症と診断された人の傾向としては、朝起きられない、昼夜逆転の生活、学校や会社を休むなどの特徴があったとされている。

○ ゲーム依存症は、他の依存症と同様に自覚症状がなく、医療に結びつきにくいほか、診断基準や治療法が確立されておらず、対応できる医療機関が全国的にも少ない状況にある。依存症に対する社会全体の関心が高まりつつあることから、今後、国の調査研究や医療機関等の取り組みなど、その動向を注視してまいりたい。

【要望】

○ 推計値であるとはいえ、成人で約4%、中高生で約14%というのは、大きな割合です。府の人

口に当てはめて計算すると、成人で約 30 万人、中高生では 6 万 5 千人と推計されます。

○ ゲームを取り上げてしまう、というのも対処方法かもしれませんが、WHO が疾病として認定しているように、医療機関での治療も重要な対処方法だと思います。

○ しかし、治療方法が未だに確立されていないため、ゲーム障害に苦しむ方を診察できる医療機関は少ないのが現状です。

府内でも、私が知りうる限りでは、専門に対応できる医療機関は 1 か所と聞いています。医療機関の整備方策について、今後、大阪府としても必要な取組みを進めてもらいたいと思います。

小学校・中学校入学時に保護者への説明で、理解を深め、依存症に陥る児童生徒が出ないように、お取組みをいただくなども効果的だと思います。「ゲーム障害は病気」であるということを念頭に今後の対応を進めていただくようお願いしておきます。

以上で私の一般質問を終了します。

ご清聴ありがとうございました。